

(経済産業委員会)

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）（

衆議院送付）要旨

本法律案は、ベンチャー企業や事業再生に取り組む企業に十分な資金を供給するため、出資により資金供給を行う仕組みであるファンド制度の拡充を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の変更

題名を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改める。

二、目的の見直し

本法の目的を中小企業等の自己資本の充実を促進することから、事業者への円滑な資金供給を促進することに変更する。

三、投資対象の追加

ファンドの投資対象の制限を撤廃することにより、資金供給の対象を中小企業等から事業者に拡充する。

四、投資手法の拡充

ファンドの機能を拡充し、出資先企業に対して、融資や債権の取得が行えるようにする。

五、投資家の資格

ファンドに対する投資家は、適格機関投資家その他の政令で定める者とする。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。